

事件を送致（付）する司法警察員の指定等について

平成22年3月30日

道本刑第782号

（生企・地・交企・公1合同）

検察官に事件を送致（送付を含む。以下同じ。）する司法警察員（以下「送致者」という。）の指定及び送致（付）書に記載する送致者の氏名を記名とすることについては、これまで、事件送致書に記載する送致警察官の官職、氏名を記名とすることについて（昭36.7.25道本捜3甲第1510号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、道警察の組織機構の改正等に伴う所要の見直しを行い、平成22年4月1日から次のとおり実施することとしたので、所属職員に周知徹底の上、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

- 1 送致者は、原則として、次に掲げる者とする。

警察本部及び方面本部の犯罪捜査を担当する課（課に相当するものを含む。）の長又は次席（次席に相当する者を含む。）

警察署長、副署長（次長を含む。）担当次長又は犯罪捜査を担当する警視の階級にある課長

- 2 送致（付）書に記載する送致者の氏名については、署名とする。ただし、送致する事件の量その他の事由により送致者の事務的負担が著しく過重となる場合は、記名とすることを妨げない。